

7. 1. 19  
3466

◎常陸鉄道株式会社自動車部争議(ニギロ一三三)

茨城務法域部水海通解

従業員 七名  
参加者 六名

事故ニ依ル罰金八〇円及就業六ヶ月停止ニ処セラレタル一雇員于二回  
情シタル他雇員千六名ハ罰金八〇円及就業六ヶ月停止ニ処セラレタルモ  
而シテ降シ百五十員余ヲ要シタルトモヲ拒絶セシヲ以テ十二月六日  
二回ノ定期ヲ及ギ島業状態トナリシガ完業課長ノ諭示ニ依リ其後  
ハ交渉ヲ同課長ニ任シテ無事就業申ナリカ今十三日別紙条件  
ニテ用協解決

解決事項

一、会社ノ積立金ヲ一時運用シテ罰金ハ支拂フ  
但シ後乗給料ノ千分之二ヲ積立金ヲ千分ノ三トス

法人 協 議 會